

第十一條第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。
 別表第一条の二中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改める。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に、「次条」を「次項」に改め、同条を附則第一項とする。

附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同条中「又は附則第二条」を削り、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条」を「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一条）第五条」に改め、「又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第三項とする。

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第四号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩
厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように

第一条

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第五項各号」を「第一条の二第五項」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の二第八項」に改める。

第四条第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一条の二第九項各号」に改める。

第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「限る」別表第四を「限る」（別表第四）に改める。

附則第四条第三項中「第三条第一号ト(4)」を「第三条第一号ワ」に改める。

附則第五条第三項中「新指定規則」を削る。

第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第二号」に改める。

第五条第九号の次に次の一号を加える。
 九の二 别表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

この省令は、公布の日から施行する。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する学校（別表第四の二において「第二号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 居間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上（施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあっては、一月以上）であること。

ロ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。

ハ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出されたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

（1） 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

（2） 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する三年以上の経験を有する者

（3） 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する三年以上の経験を有する者

（4） 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関する五年以上の経験を有する者

（5） 法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する五年以上の経験を有する者

ハ 介護過程Ⅲを教授する教員は、本の（1）から（5）までのいずれかに該当する者であつて、かつ、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関する五年以上の経験を有する者

チ 第五条第十四号に規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ヲ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されおり、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

この省令は、公布の日から施行する。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、二、ヘ、ト及びヌからヲまでに該当するものであること。

ロ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ 口の専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

二 印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

三 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。

四 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。
第九条第一項第十号口の次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第二号に規定する学校 面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目

第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十条第二項中「介護実習施設等に関する事項」の下に「同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十三条中「並びに第五条第六号及び第十四号ロ」を「第五条第六号、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特例高等学校等」という。）」を「特例高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目的単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目的単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置）

第二条の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかるわらず、当分の間、法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「（第三条—第七条関係）」を「（第三条—第七条の二関係）」に改める。

別表第四中「こころとからだのしくみの項の次に

医療的ケア

五〇

五〇」を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、一二〇」に、「一、一五〇」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行ふよう努めるものとする。

別表第四の二（第七条の二関係）

科	目	時 間 数
人間の尊厳と自立	社会の理解 I	五
社会の理解 II	社会の理解 II	五
介護の基本 I	介護の基本 II	三〇
介護の基本 II	コミュニケーション技術	一〇
生活支援技術 I	介護過程 I	二〇
生活支援技術 II	介護過程 II	二〇
介護過程 III	介護過程 III	三〇
発達と老化の理解 I	発達と老化の理解 II	二〇
発達と老化の理解 II	認知症の理解 I	二五
認知症の理解 II	認知症の理解 II	一〇
障害の理解 I	障害の理解 I	一〇
障害の理解 II	障害の理解 II	一〇
ここるとからだのしくみ I	ここるとからだのしくみ II	二〇
ここるとからだのしくみ II	医療的ケア	一〇
合計		四五〇

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）第八条又は附則第二条に定める基準による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第四条の規定による改正後の法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他を行なは、この旨を施行するものとする。

○文部科学省令第五号
3 この省令の施行前においても行うことができる。
法第四十一条第二項第二号の指定を受けた学校の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一
条第三号に掲げる者に係る場合に限る。）における新規則第十条の規定について、当分の間、
同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士護福利学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

第七条の二第一号亦(5)中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

附 則
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号
公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

(平成二十四年法律第六十二号) の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規

則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

(特定適用事業所の該当の届出)

第二十三第の二 初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)。以下「年金機能強化法」という。)附則第

四十六条第一項に規定する特定適用事業所（第二号及び次条第一項第二号において「特定適用事業所」という。）となつた適用事業所の事業主（事業主が國、地方公共団体又は法人であるときは、

第十八条第三項に次の「一」を加える。

七 第十五条の二第六号の区別

第十九条第四項に次の「一」を加える。

六 第十五条の二第六号の区別

第十九条の二の二第一項に次の「一」を加える。

六 第十五条の二第六号の区別

第二十一条の二の次に次の「一」を加える。

(被保険者等の区別変更の届出)

第二十一条の三 事業主(船舶所有者を除く。以下この条において同じ。)は、被保険者に係る第十九条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 変更の年月日
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
2 事業主は七十歳以上の使用される者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 七十歳以上の使用者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号
三 変更の年月日
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
2 事業主は七十歳以上の使用者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 七十歳以上の使用者の氏名、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 変更の年月日
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
2 事業主は七十歳以上の使用者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

条に改める。

第四十七条の二の二第三項中「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「機能強化法」という。)」を「年金機能強化法」に改め、同条第四項中「機能強化法」を「年金機能強化法」に改める。

第八十八条の十第一項第一号ハ中「標準報酬月額等」を「標準報酬月額等」に改める。

第八十九条の三第一項中「実施機関」を「各実施機関」に改める。

第九十三条第二号の次に次の「一」を加える。

二の二 第十四条の四第一項の規定による申出書の受理

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(短時間労働者の報酬の決定に関する経過措置)

第一条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十八年十月三十日までの間ににおける第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法

施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

第三条 施行日から平成二十八年十月三十日までの間ににおける第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の四の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月(七十歳以上の使用者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つた月。次号において同じ。)」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月」と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

(厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定による七十歳以上の使用者の要件に関する経過措置)

第四条 施行日前において、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)第二十七条规定する七十歳以上の使用者(以下「七十歳以上の使用者」という。)に該当する者であつて、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 変更の年月日
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
2 事業主は七十歳以上の使用者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

条に改める。

第五条 当分の間、年金機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この条において「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である労働者(以下この条において「短時間労働者」という。)又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定にかかるわらず、同条に定める要件に該当しないものとする。

○厚生労働省令第七十六条

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十二条の改正規定中「に改め」の下に「同条第三号中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め」を加え、同令第二十二条第三項の改正規定中「第四十条第二項第一号」を「第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは第二号又は前条第三号」に改め、「第五号まで」の下に「又は前条第三号」を加え、同令第二十三条第二号の改正規定を削り、同令第二十八条第一項第一号の改正規定中「第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは第二号又は前条第三号」を「第五号まで若しくは第五号」を「第五号まで」に改め、同令附則第一条の次に「一」を加える改正規定及び同令附則第二条第一号の改正規定を削り、同令様式第五及び様式第六の改正規定を次のように改める。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第五（第24条関係）（表面）

収入印紙
(消印しないこと。)

介護福祉士試験受験申込書

フリガナ 氏名	(姓)				(名)				※ 整理番号				
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成				年	月	日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
郵便番号					本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)				都道府県	本籍地コード			
フリガナ 現住所	都道府県												
電話番号													
受験希望地	都道府県												
受験資格 (裏面を参考のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 実務者研修	勤務先名					職種					期間	年月～年月
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> + 実務経験	研修機関名											年月～年月
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修	勤務先名					職種						年月～年月
	<input type="checkbox"/> 高等学校等	研修機関名						修了年月				年月	
	<input type="checkbox"/> 特例高等学校等 + <input type="checkbox"/> 実務経験(9月以上)	研修機関名						修了年月(見込み)				年月	
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等	学校名 [及び専攻科]			卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月		
	<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出	学校名 [及び専攻科]			卒業年月		平成		年	月			
	<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請	勤務先名 (実務経験)			職種			期間	年月～年月				
	<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出	学校名			卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月		
提出する受験票の 試験実施回				第	回	提出する受験 票の受験番号							
<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請				介護技術講習修了年月日 (見込み)		平成	年	月	日				
<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出				提出する受験票の 試験実施回	<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回		提出する受験 票の受験番号						
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定試験機関代表者

氏名

印

(裏面)

連絡先

勤務先 (屋間等の連絡先)	名 称		所 属	
			電 話 番 号	
そ の 他 (帰省先等の連絡先)	名 称 又は 氏 名		受 験 者 と の 関 係	
			電 話 番 号	

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第5号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課 + 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを見込む書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第4号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) + 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士養成施設等	・介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者 ・社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書

備考

- 1 該当する□は、□と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらうこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 7 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる
- 8 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 9 実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 10 実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 11 咳痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該咳痰吸引等研修修了後、遅滞なく、咳痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 12 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 13 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 14 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 15 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六（第26条関係）

介護福祉士登録申請書										
フリガナ 氏名	(姓)					(名)			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日	本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)		都道府県	本籍地コード	
フリガナ 現住所	都道府県									
郵便番号			電話番号							
試験に合格した年月	平成	年	月	試験合格証書番号						
(実地研修を修了した喀痰吸引等行為) <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養										
(受験資格) <input type="checkbox"/> 実務経験+実務者研修 <input type="checkbox"/> 高等学校等 <input type="checkbox"/> 特例高等学校等+実務経験(9月以上) <input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等										
(欠格事由) <input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者										

私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者

氏名

印

収入印紙
(消印しないこと。)

又は領收証書をはること。

- 備考
- 1 該当する□は、□と記入すること。
 - 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領收証書をはること。
 - 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。
 - 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH.Bの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 - 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三（第 12 条、第 26 条関係）

様式第三、様式第五及び様式第六を次のように改める。

登録事項変更届出書				
収入印紙 (消印しないこと。)	資格	社会福祉士 介護福祉士		
	住所			
	登録年月日			
	登録番号 (フリガナ)			
	氏名			
			年	月
			日	生
社会福祉士及び介護福祉士法 第 28 条 第 42 条第 1 項 の登録事項に下記のとおり変更が ありましたので届け出ます。				
1 氏名、本籍地、その他の事項（社会福祉士・介護福祉士共通）				
登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
(フリガナ) 氏名				
本籍地 (都道府県名)				
2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの（介護福祉士のみ）				
実地研修を修了した行為	変更前	変更後	備考	
口腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
鼻腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
気管カニューレ内部の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
経鼻経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者

氏名 

- 備考 1 指定試験機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙をはらすこと。
- 2 該当する□は、☑と記入すること。
- 3 1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。
- 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第五（第24条関係）（表面）

収入印紙
(消印しないこと。)

介護福祉士試験受験申込書

フリガナ 氏名	(姓) (名)				※ 整理番号				
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
郵便番号		本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)			都道府県		本籍地コード		
フリガナ 現住所	都道府県								
電話番号									
受験希望地	都道府県								
受験資格 (裏面を参照のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 実務者研修	勤務先名			職種			期間	年月～年月
	<input type="checkbox"/> E.P.A介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> + 実務経験	研修機関名					年月～年月		
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修課程 + 嗜好吸引等研修	勤務先名			職種				年月～年月
	<input type="checkbox"/> 高等学校等	勤務先名			職種			修了年月	年月
	<input type="checkbox"/> 特例高等学校等 + <input type="checkbox"/> 実務経験(9月以上)	研修機関名					修了年月(見込み)		年月
	<input type="checkbox"/> 学校名 及び 専攻科			卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	
	<input type="checkbox"/> 学校名 及び 専攻科			卒業年月		平成		年	月
	<input type="checkbox"/> 勤務先名 (実務経験)			職種	期間		年月～年月		
	<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出	提出する受験票の 試験実施回	第	回	提出する受験 票の受験番号				
<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請	介護技術講習修了年月日 (見込み)		平成	年	月	日			
<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出	提出する受験票の 試験実施回	<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回		提出する受験 票の受験番号					
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者

氏名

印

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の連絡先)	名 称		所 属	
			電 話 番 号	
そ の 他 (帰省先等の連絡先)	名 称 又は 氏 名		受験者との関係	
			電 話 番 号	

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第2号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であつて3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、喀痰吸引等研修を修了したことを見する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第1号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) + 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

備考

- 1 該当する□は、□と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 7 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。
- 8 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 9 実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 10 実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 11 喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 12 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 13 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 14 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 15 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六(第26条関係)

介護福祉士登録申請書										
氏名	(姓)				(名)			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正		年		月		日	本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)	都道府県	本籍地コード
フリカナ	現住所 都道府県									
資格要件各号(社会福祉士及び介護福祉士法)のうち該当するもの	<input type="checkbox"/> 第1号 (介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者)				卒業した介護福祉士養成施設等		養成施設等の名称			
	<input type="checkbox"/> 第2号 (社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)						卒業した年月	平成	年	月
	<input type="checkbox"/> 第3号 (保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)				養成施設等コード		試験に合格した年月			
	<input type="checkbox"/> 第4号 (介護福祉士試験に合格した者)						平成	年	月	
					試験合格証書番号					
その他	<p>(実地研修を修了した喀痰吸引等行為)</p> <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養									
	<p>(欠格事由)</p> <input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者									
<p>私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。</p>										
<p>平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>指定試験機関代表者 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>										
<p>又は領収証書をはること。</p>										

- 備考 1 該当する□は、☑と記入すること。
 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。
 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH.Bの鉛筆を使用すること。
 　また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の次に五条を加える改正規定(第二十三条の六第三項第二十一号に係る部分に限る)及び第二条のうち厚生年金保險法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第九条の二の次に四条を加える改正規定(第九条の五第三項第二十一号に係る部分に限る)中「第四十条第二項第一号」を「第三十九条第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下この条において「新規則」という)第二十二条第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)以下この条において「法」という)第二条第二項に規定する「介護等」をいう)の業務に従事した者であつて、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)以下「平成二十八年改正法」という)第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正後平成十九年改正法」という)附則第二条第二項の規定による指定を受けた改正後平成十九年改正法第二条の二の規定による改正後の法第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設(平成二十八年改正法附則第三十二条の規定により改正後平成十九年改正法附則第二条第二項の規定によりされたものとみなされた指定を受けた学校又は養成施設を含む)において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前においても、新規則第二十二条第三項の規定の例により行うことができる。

3 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の様式(以下「旧様式」という)により使用されている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

5 法第四十条第二項第二号の指定を受けた養成施設の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限

による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

○**厚生労働省令第七十八号**

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部及び社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第一百八十五号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日
厚生労働大臣 塩崎恭久
社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第一条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「あつて」を「あつて」に改める。

第一条の二の次に次の二条を加える。

(法人が事業活動を支配する法人等)

第一条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における

当該他の法人(第三項各号において「子法人」という)とする。

2 令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう)又は評議員

ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

ハ 当該評議員に就任した日前五年以内に又はロに掲げる者であつた者

ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

当該評議員に選任されたことがある者

(法第三十条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

四 前各号に類する事業

第五条第一項中「(法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 全国を単位として行われる事業

二 地域を限定しないで行われる事業

三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

四 前各号に類する事業

第二条第五項中「(法第三十条第二項の法人にあつては、副本二通)を削る。

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第九条第一項中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二号」に改め、同条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「届出は」の下に「同条第一号に掲げる書類及び」を、「現況報告書」の下に「をそれぞれ」を加え、同条第三項を削る。

第十条を次のように改める。

2 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。
書類及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合においては、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

第三章 計算書類等

第一節 総則（第七条～第十二条）

第二節 資金収支計算書（第十二条～第十八条）

第三節 事業活動計算書（第十九条～第二十四条）

第四節 貸借対照表（第二十五条～第二十八条）

第五節 計算書類の注記（第二十九条）

第六節 附属明細書（第三十条）

第七節 財産目録（第三十一条～第三十四条）

附則

第一章 総則

(社会福祉法人会計の基準)

- 1 第一条 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、貸借対照表及び収支計算書をいう。（以下同じ。）その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。
- 2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。
- 3 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。

(会計原則)

- 1 第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。
- 2 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。
- 3 計算書類は、正規の簿記の原則に従つて正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。
- 4 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 5 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

第二章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

- 第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第四十四条第三項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

- 1 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日（会計年度の末日以外の日において、相当の評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であつて、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。

4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券をいう。第二十九条第一項第十一号において同じ。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

7 負債の評価）

第五条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

- 1 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。
- 2 一 賞与引当金
- 二 退職給付引当金

(純資産)

- 第六条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たつて財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。
- 1 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（第二十二条第四項において「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。
 - 2 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

第三章 計算書類等

(計算書類等)

第七条 社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、次に掲げるものとする。

- 1 各会計年度に係る次に掲げる貸借対照表
 - イ 法人単位貸借対照表
 - ロ 貸借対照表内訳表
 - ハ 事業区分貸借対照表内訳表
 - ニ 地点区分貸借対照表
- 2 各会計年度に係る次に掲げる収支計算書
 - イ 次に掲げる資金収支計算書
 - ロ 法人単位資金収支計算書
 - ハ 事業区分資金収支計算書
 - ニ 資金収支内訳表
 - オ 事業区分資金収支内訳表
 - メ 抵押区分資金収支計算書

(事業活動計算書の構成)

第二十二条 前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

第二十三条 前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であつて経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。

第二十四条 事業活動計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

第二十五条 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものと除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金の取崩しを行つた場合を記載するものとする。

第二十六条 事業活動計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を記載するものとする。前条第四号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれら額を加減した額を当期活動増減差額として記載するものとする。

第二十七条 法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。

第二十八条 事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

第二十九条 拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別的情報を表示するものとする。

第三十条 第一項から前項までの様式は第二号第一様式から第四様式までのとおりとする。

(貸借対照表の内容)

第三十一条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

第三十二条 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

(貸借対照表の種類及び様式)

第三十三条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

第三十四条 貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

(貸借対照表の区分)

第三十五条 貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。

第三十六条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

第三十七条 法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。

第三十八条 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

(貸借対照表の様式)

第三十九条 第一項から前項までの様式は、第三号第一様式から第四様式までのとおりとする。

(貸借対照表の勘定科目)

第四十条 貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。

第五節 計算書類の注記

第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四 法人で採用する退職給付制度

五 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分

六 基本財産の増減の内容及び金額

七 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行つた場合には、その旨、その理由及び金額

八 担保に供している資産に関する事項

九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

十 債権について徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

十二 関連当事者との取引の内容に関する事項

十三 重要な偶発債務

十四 重要な後発事象

十五 その他社会福祉法人の資金收支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

一 当該社会福祉法人の役員及びその近親者

二 前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

三 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

第六節 附属明細書

(附属明細書の構成)

第三十条 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。

二 借入金明細書

三 寄附金収益明細書

四 事業区分間及び拠点区分間織入金明細書